

特許出願に伴う研究発表の証明について

1. 特許出願は研究発表の前に行なうことが原則ですが、特許庁の指定を受けた学術団体（高分子学会は昭和 35 年に指定）が主催する学術研究集会で発表された研究内容については、日本では例外規定が適用され、発表 6 ヶ月以内であれば特許を出願することができます。
2. この場合、学会長の研究発表の証明が必要です。学会長は、予稿集に掲載された研究発表がプログラムに記載されたとおりに行われた場合、その証明書を発行いたします。
3. したがって予稿原稿には特許出願を考慮し、ポイントとなる研究結果とそのデータを記載しておくことが大切です。学会発表は文書によるものでなければ、例外規定の適用を受けられません。当日発表に利用した LCD、展示ポスターによる図表は、文書に含まれると解釈されています。
4. 口頭の場合は、証明願いの書類を発表当日までに作成し、その後ろに LCD 資料のコピーを付けたものを持参してください。事前に座長と連絡をとり、発表当日座長に LCD 資料の確認を依頼して、確認の印を証明願いの書類に受けてください。ポスターの場合も同様に、証明願いの書類を作成し、その後ろに展示資料のコピーを付けたものを持参して下さい。発表当日会場責任者にお願いして、確認の印を証明願いの書類に受けてください。事後、確認印を押すことは一切いたしませんのでご留意ください。
5. 上記の手続を経た後、予稿集の内容の証明願と合わせて袋綴じにし、事務局に送付して下さい。最終的に会長が発表の証明を行います。
6. 予稿集の発行予定日は 5 月 10 日(火)です。

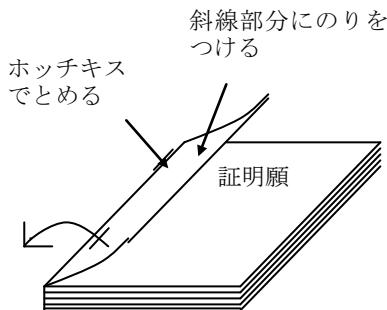
特許出願に伴う証明願い作成方法

1. 予稿集の内容のみ証明願いが必要な場合は、
(A)『当会会長宛の証明願い+プログラム(冊子体)の該当ページ+原稿+プログラム(冊子体)の奥付(下記参照)』
以上を一部として、袋綴じ(下記参照)して下さい。
 2. 会場で口頭発表した際のLCDの内容も特許出願に必要な場合は、
上記(A)に『座長宛の証明願い+LCD(写し)』を合わせて一部として、袋綴じして下さい。
この際、事前に直接座長にご連絡ください。
 3. ポスター会場で発表した際のポスターの内容も特許出願に必要な場合は、
上記(A)に『ポスター会場責任者宛の証明願い+ポスター(写し)』を合わせて一部として、袋綴じして下さい。
- ※ いずれの場合も一部ごとに袋綴じし、申請に必要な部数と当会控え用(一部)を下記事務局までご送付下さい。返信用封筒(切手貼付)を同封願います。

事務局
公益社団法人 高分子学会
〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル 6F
TEL 03-5540-3775 FAX 03-5540-3737

袋綴じ

①



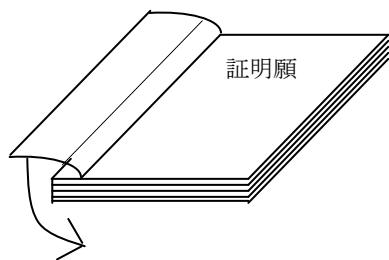
奥付(プログラム(冊子体)の巻末のページ、下記見本)

(見本)

高分子学会予稿集
65卷1号 [2016]

(無断で複製・転載することを禁じます)
© 2016 The Society of Polymer Science, Japan

②



平成28年5月10日発行

第65回年次大会予稿集
会期－平成28年5月25日～27日
会場－神戸国際会議場・展示場
発行所－公益社団法人 高分子学会

〒104-0042
東京都中央区入船3-10-9
新富町ビル
電話 03-5540-3770

印刷所－株式会社サンビープロダクトセンター

③

